

## 大杉東小学校いじめ防止基本方針

「冷やかしやからかい、差別、いじめのない思いやりのあるクラスや学年、学校づくり」

### 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

#### (1) いじめの定義

（「いじめ防止対策推進法」（第1章 第2条））（以下、「法」）より

この法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為がいじめに当たるかどうかは、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

#### (2) いじめ防止基本方針の目的

いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」）は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめに対して教職員・児童・保護者・地域等が協力しながら、「いじめを行ってはならない」「いじめをゆるしてはならない」という気持ちを育み、いじめのない学校を目指すとともに、子供の健全育成を図るものである。

#### (3) いじめを防止するための基本的な方向性

＜いじめの未然防止＞

- 「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」という雰囲気作り
- 「よくわかる授業」「児童が楽しく主体的に参加できる授業」
- 自己有用感の醸成、自尊感情を育む教育活動の推進
- 道徳の授業や特別活動などを通した望ましい仲間づくり
- 校舎内の整った環境づくり

＜いじめの早期発見・早期対応＞

- いじめを見逃さないための体制づくり
- 教職員の資質の向上（観察力の向上）
- 積極的な情報交換

＜いじめに対する適切な対処・措置＞

- 組織的な対応
- 児童、保護者との信頼関係の確立
- 関係機関との連携

### 2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

#### (1) 設置

- 法第4章22条に基づき「いじめ対策委員会（以下、「対策委員会」）」を設置する

#### (2) 組織

「対策委員会」の構成員は、原則として次の者とする。

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、いじめ対策委員会専任、養護教諭

- 事案発生時の状況により、学年主任、関係する教職員等を加える。

○必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、スクールソポーター等）の参加を求める。

### （3）役割

<いじめ対策委員会専任>

○学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

○いじめの未然防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。

<対策委員会>

○いじめ事案発生時、中心となり組織的な取り組みを展開する。

○情報収集、記録、児童対応、保護者対応等の役割分担等を行う。

○重大事態発生の際、中核となり関係諸機関と連携をとり、組織的な取り組みを行う。

### （4）年間計画

4月 いじめ対策委員会の発足（年間活動方針等の確認）

5月 生活指導全体会（児童の把握）

SCとの面談およびアセスの実施

児童運営委員会によるあいさつ運動（～不定期に実施）

6月 ふれあい月間 生活実態調査（アンケート「クラスの仲間を ふり返って」）

江戸川区いじめ防止プログラム等を利用した授業の展開

7月 セーフティ教室（携帯電話・インターネット安全教室）

8月 生活指導全体会（研修会）

9月 いじめ対策委員会

10月 生活実態調査（アンケート「クラスの仲間を ふり返って」） なかよし班編成

親子竹馬づくり（～1月）

11月 ふれあい月間 江戸川区いじめ防止プログラム等を利用した授業の展開

2月 いじめ対策委員会

ふれあい月間 生活実態調査（アンケート「クラスの仲間を ふり返って」）

生活指導全体会 江戸川区いじめ防止プログラム等を利用した授業の展開

## 3 いじめ防止及び早期発見・早期解決のための取組

### （1）いじめの早期発見に向けて（第3章 第16条等）

・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。

・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生活指導部等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。

・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

・「クラスの仲間を ふり返って」のアンケートを年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

・毎週金曜日 夕会にて、生活指導に関する報告会を行い、情報の共有を図る。

### （2）いじめの早期解決に向けて（第4章 第23条等）

・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、い

じめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

### (3) 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

## 4 教育委員会等との連携について

いじめを確認した場合は、江戸川区教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急対策委員会を開くとともに、江戸川区教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合によっては、小松川警察署へ通報し対応等の相談をする。